2019年11月25日

各 位

（住所）埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
株式会社プラコー
代表取締役社長黒澤秀男

譲渡制限付株式制度の導入に伴う自己株式処分に関する取締役会決議公告

当社は、2019年11月25日開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分について、下記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

１．処分する株式の種類及び数	普通株式66,685株
２．処分価額	処分株式１株につき金838円
３．処分価額の総額	金55,882,030円
４．出資の目的とする財産の内容及び価額	金銭以外の財産を出資の目的としており、2019年11月25日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役（社外取締役を除く）及び対象従業員（対象者）に付与される当社に対する金銭債権合計金55,882,030円を当該財産の内容及び価額とする。
５．処分する株式と引換えにする財産の給付期日	2019年12月23日
６.処分方法	各対象者から引受けの申込みがされることを条件として、以下の要領により、特定譲渡制限付株式を割り当てる。 当社取締役　2名 当社従業員　34名 合計66,685株

以　上